

III 前期基本計画

第1部 総論

第1章 計画のフレーム

第1節 人口・世帯

第2節 土地利用

第3節 財政

第2章 めざす都市像の実現に向けた基本姿勢

第1節 SDGsの理念の導入

第2節 デジタル変革の推進

第3章 政策の体系

第4章 重点戦略

第1節 重点課題

第2節 課題解決に向けた5つの戦略



第1章 | 計画のフレーム

第1節 人口・世帯

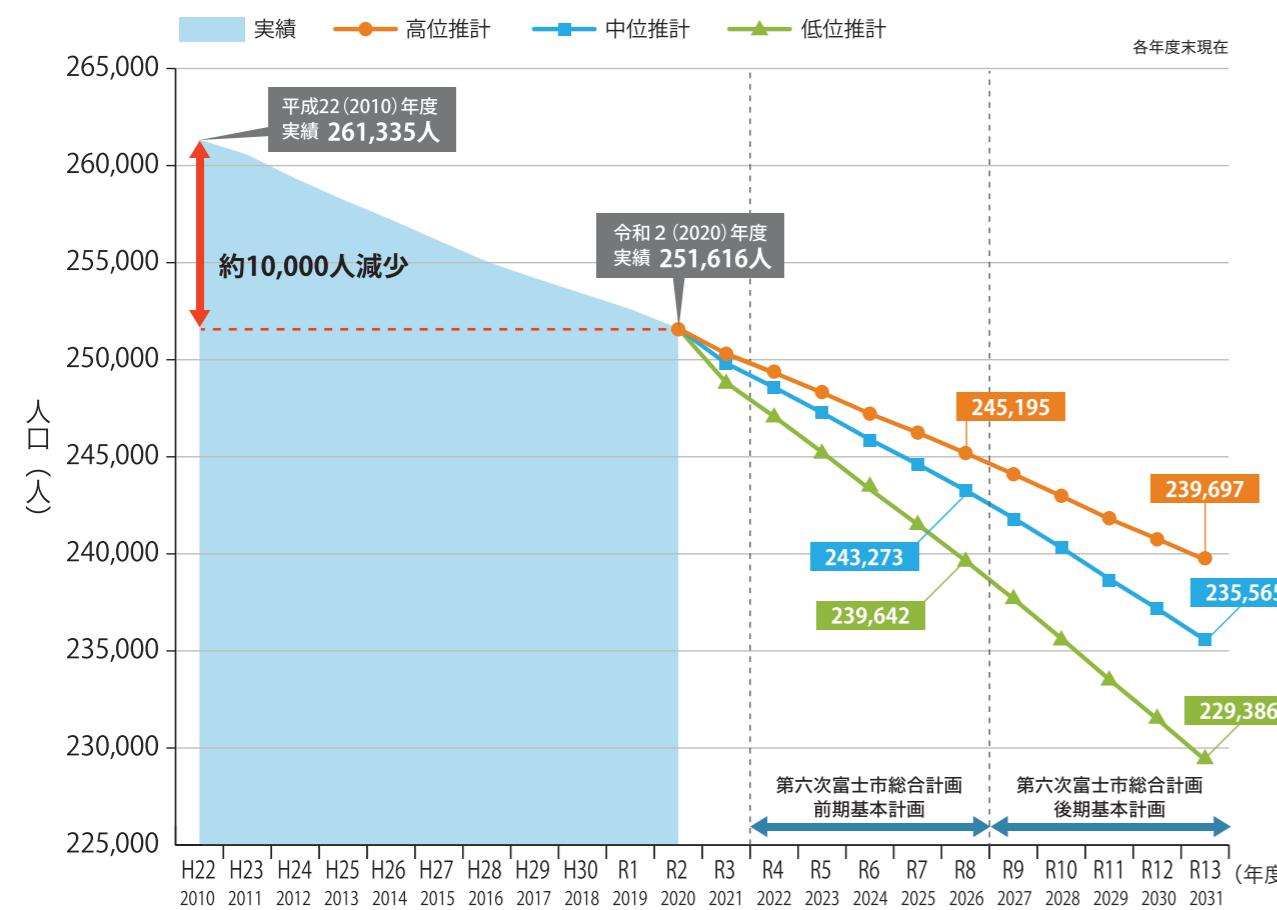
1 人口

本市の人口は、平成22(2010)年をピークに減少に転じ、令和2(2020)年度末の人口は251,616人であり、第五次富士市総合計画が開始した平成22(2010)年度末から約10,000人減少しています。死亡数が出生数を上回る自然減と転出者数が転入者数を上回る社会減が人口減少の要因となっていますが、近年は自然減の減少幅が拡大する一方で、社会動態は増加に転じています。

人口動向の予測は、今後のまちづくりを考える上で基礎的なデータとなることから、本計画の策定にあたり、「出生率が上昇し、転入超過が継続するケース(高位推計)」、「出生率は横ばいに推移し、転入超過が継続するケース(中位推計)」、「出生率が減少し、転出入が均衡するケース(低位推計)」の3つのケースで、新たに人口推計を実施しました。

推計の結果、前期基本計画が終了する令和8(2026)年度末の人口は、高位推計が245,195人、中位推計で243,273人、低位推計で239,642人になり、その後も減少傾向が続くと予測されます。

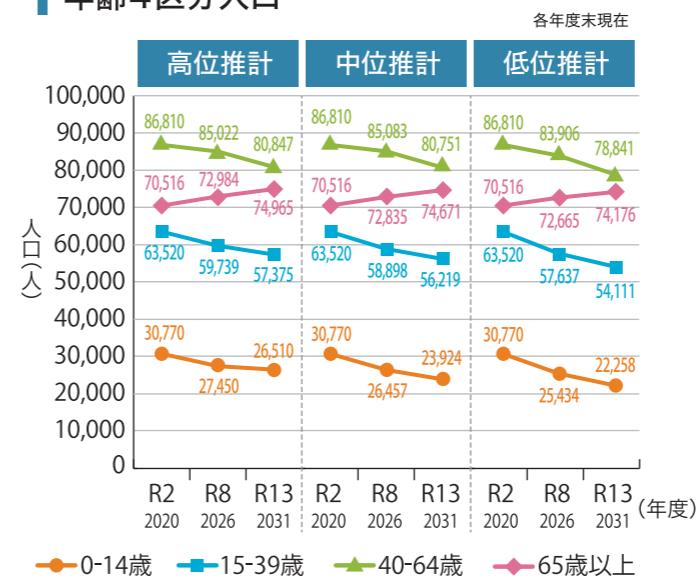
令和13(2031)年度までの人口推計



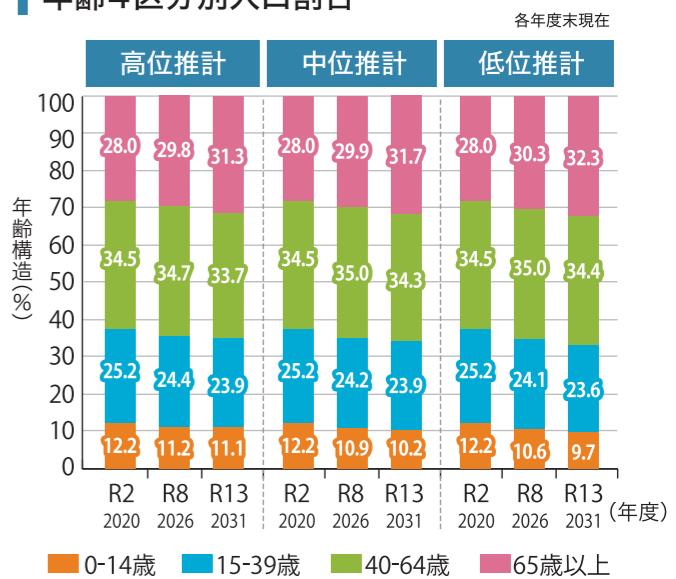
* 人口推計は、住民基本台帳をベースに、出生率・生存率・移動率などの仮定値を用いて推計するコホート要因法により、本市独自に推計しました。出生率は、国立社会保障・人口問題研究所の高・中・低位の仮定値を補正したものを採用しました。移動率は、本市の令和元(2019)年度から過去1年間の移動率を高位、過去3年間の移動率を中位、過去7年間の移動率を低位として採用しました。

年齢4区分人口は、老人人口(65歳以上)が一貫して増加し、令和8(2026)年度には29%、令和13(2031)年度には31%を超えると予測されます。一方で、それ以外の年齢区分人口は減少し、少子高齢化が一層進むと予測されます。

年齢4区分人口



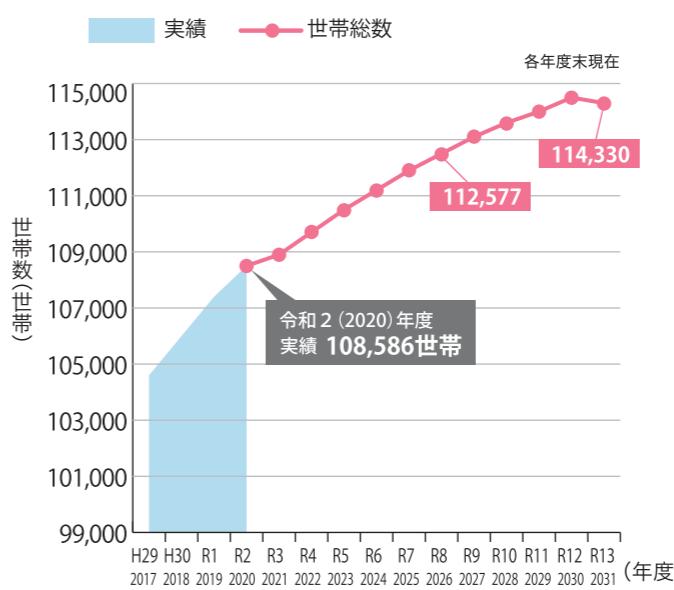
年齢4区分別人口割合



2 世帯

世帯数は、人口が減少する一方で、単独世帯の増加により今後も増加し、令和8(2026)年度には112,577世帯となります。一方で、令和12(2030)年度をピークに減少していくと予測されます。これは、家族類型別の世帯数において、核家族世帯が令和10(2028)年度から減少に転じ、令和13(2031)年度に核家族世帯とその他世帯の減少数の合計が単独世帯の増加数を上回るためです。

世帯数



家族類型別世帯数



* 世帯推計は、住民基本台帳と人口の中位推計を用いて、本市独自に推計しました。

第1章 | 計画のフレーム

第2節 土地利用

1 土地利用の現状と課題

本市の市域は、24,495haあり、その内の半分近くである12,086haを森林が占め、次いで宅地が4,313ha、以下農地が2,467ha、道路が1,638ha、水面等が905ha、原野が29ha、その他3,057haとなっています。

今日、地球規模の環境問題はますます深刻化している中、本市においても世界遺産である富士山、富士川及び駿河湾の景観など、雄大な自然をはじめとした環境の保全と共生が重要な課題となっています。

また、南海トラフ巨大地震をはじめとした自然災害への不安の高まり、人口減少や少子高齢化の急速な進行に伴う都市のスポンジ化が危惧される中で、だれもが安心して快適に暮らせるまちづくりと、新東名高速道路など広域交通網等の優位性を活かし、新たな産業の誘致や創造、広域圏を踏まえた都市の基盤づくりや機能の充実が求められています。

2 土地利用の基本方針

土地は、現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、市民生活や産業活動の共通の基盤です。このため、本市の土地利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、豊かで住みよい生活環境の確保と市域の均衡ある発展を図ることを基本理念として、次のような点に重点をおき、総合的かつ計画的に行います。

① 環境との共生を目指した土地利用

- 富士・愛鷹山麓地域をはじめとする自然環境との共生
- 自動車に依存した都市構造の見直し

② 安全・安心を重視した土地利用

- 災害に強いまちづくりの推進
- 防犯に配慮した土地利用

③ 快適な暮らしを実現する土地利用

- 地域の魅力を活かした土地利用
- ひとにやさしい「歩いて暮らせる」まちづくり

④ まちの活力を生み出す土地利用

- 重要な東西交通路上に位置する優位性等の利活用
- まちなか^{※1}への都市機能誘導施設^{※2}等の集積促進

⑤ 市民・事業者との協働による計画的な土地利用

- 市民・事業者への啓発活動
- 市民・事業者の参画によるまちづくり

※1 まちなか：市民や来訪者など、あらゆる人が集まり、交流し、文化・情報の発信などを行う本市の賑わいの中心地。具体的には、富士市集約・連携型都市づくり推進戦略の立地適正化計画における、富士駅周辺、吉原中央駅・吉原本町駅周辺、新富士駅周辺の都市機能誘導区域のこと。

※2 都市機能誘導施設：教育、文化、行政、医療、商業など、都市の魅力や活力を向上させる又は日常生活の利便性向上に寄与する施設等のこと。

※ 第2節 土地利用は、令和13(2031)年を目標年次とする第四次国土利用計画(富士市計画)改定版との整合を図っています。

3 利用区分ごとの土地利用の基本方向

宅地(住宅地、工業用地、事務所の用地等)

住宅地については、集約・連携型の都市づくりを推進するため、無秩序な拡大を防止とともに、まちなか居住の促進にも配慮しながら、「都市活動の地域」への誘導を図ります。

工業用地については、既存の工業系用途地域内の効率的な利用を図るとともに、企業の立地に必要な基盤整備を推進し、産業構造のバランスを考慮しながら企業の新たな立地を促進します。

事務所・店舗等の用地については、土地の有効利用や高度利用を促進し、快適な環境の形成に配慮しつつ、商業・業務施設等の集積度を高めます。

教育・文化・福祉等の公共公益施設用地については、災害時における避難、防災機能の発揮などにも配慮しつつ、市民の多様な需要に対応するため、必要な用地を適切に確保します。

農地

農地については、地域の特性を活かした農業生産を推進し、農業の活性化を図るために、農業生産の効率化等に資する優良農地の確保と保全を推進します。

市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成など、計画的な保全と利用を図ります。

森林

林業の持続的かつ健全な発展にも配慮しながら、適正な維持管理による保全と基盤整備を図ります。

道路

暮らしやすいまちの実現を図るため、自動車・自転車・歩行者が安全で快適に利用できる空間として、適切な管理と整備を推進します。

水面等

水面・河川については、雨水対策等による安全性の確保、良好な水環境の保全・回復、水資源の有効利用を図るため、適切な管理と整備を推進します。

水路については、農業生産性の向上、自然災害の防止を図るため、農業用排水路等の整備を推進します。

原野

増加の防止に努めるとともに、周辺土地利用と調整しながら、災害の防止、自然環境の保全に配慮しつつ、有効利用を推進します。

その他

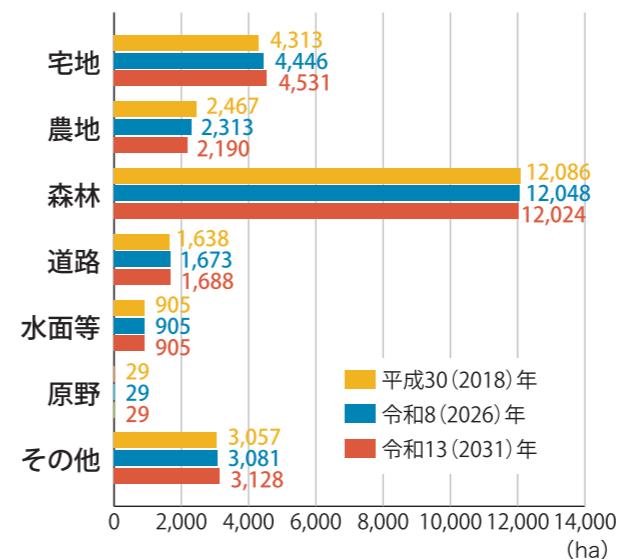
公園・緑地については、環境を活かした体験的な整備を推進します。港湾施設用地については、質の高い港湾環境整備に努めるとともに、津波対策を推進します。

荒廃農地や遊休地等の低・未利用地については、周辺環境と調和した有効利用を促進します。

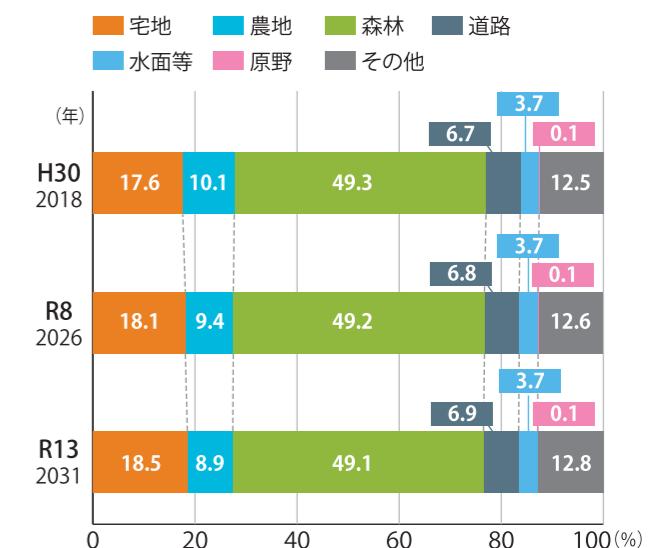
4 利用区分ごとの規模の予測

これまでの利用区分ごとの推移等を踏まえ、今後の規模(面積)を予測すると、宅地や道路等は増加しますが、農地及び森林は減少することが見込まれます。

利用区分ごとの面積



利用区分ごとの構成比



第1章 | 計画のフレーム

5 土地利用構想

地域区分は、市域における自然的・社会的・経済的条件等を考慮し、保全の地域、保全と共生の地域、共生の地域、都市活動の地域の4区分とします。また、9つのゾーンを設定し施策を推進します。

地域区分

① 保全の地域

富士・愛鷹山麓の森林などを、積極的に保全する地域

② 保全と共生の地域

富士・愛鷹山麓及び富士川背後の丘陵地等の森林や農地を保全しながら、住宅地などの共生を図る地域

ゾーン

1 産業活力創造ゾーン

大淵地区の工業団地・住宅団地に隣接する地域については、優れた自然環境・地域環境への配慮のもと、計画的な整備を推進し、地域振興及び産業振興のための工場等の一層の集積を図ります。

2 インターチェンジ周辺新市街地形成ゾーン

東名高速道路及び新東名高速道路のインターチェンジ周辺については、幹線道路沿線において民間活力による産業施設等の立地を適正に誘導するなど、地域のもつ優位性を活かした新市街地の形成を図ります。

3 歴史・文化ふれあい交流ゾーン

岩本山・道の駅富士川楽座周辺については、梅や桜の名所であるとともに本市固有の景観を有する岩本山公園及び龍巖淵、地域の貴重な歴史・文化資源である寶相寺及び古鎧莊等と、交流拠点である道の駅富士川楽座等を活用した交流基盤づくりを推進します。

4 富士川レクリエーション交流ゾーン

富士川河口河川敷一帯については、河川敷を活かしたスポーツ・レクリエーション空間等として充実を図るなど、交流を軸としたふれあい、にぎわいのある地域を形成します。

③ 共生の地域

現状の土地利用を踏まえ、農地と住宅地・工業用地など、自然的土地利用と都市的土地利用との調和・共存を図る地域

④ 都市活動の地域

環境への負荷の低減を目指しつつ、都市基盤施設を整備し、良好な市街地環境を形成していく地域

5 まちなかまちづくりゾーン

富士駅周辺地区、吉原中央駅・吉原本町駅周辺地区、新富士駅周辺地区一帯については、総合的な市街地の再生整備、土地の高度利用などを促進し、商業・業務機能や文化・行政機能等の複合的な集積を図ります。併せて、公共交通システムの充実や歩行者自転車空間の形成、まち並み景観の誘導・形成、魅力ある商業地づくりやまちなか居住を促進します。また、新設の主要幹線道路沿線については、都市構造への影響や地域の景観との調和等を踏まえ、適正な土地利用を図ります。なお、新富士駅周辺については、広域都市圏における玄関口としての立地特性を活かした土地利用の再編と計画的な整備を促進します。

6 田子の浦港みなとまちづくりゾーン

田子の浦港周辺地区については、津波対策を推進し、産業を支える物流・生産機能の拡充に対応した安全・安心な港湾施設整備を促進するとともに、特産物や富士山と駿河湾の眺望を活用したにぎわい空間の形成を図ります。

7 浮島ヶ原緑地保全ゾーン

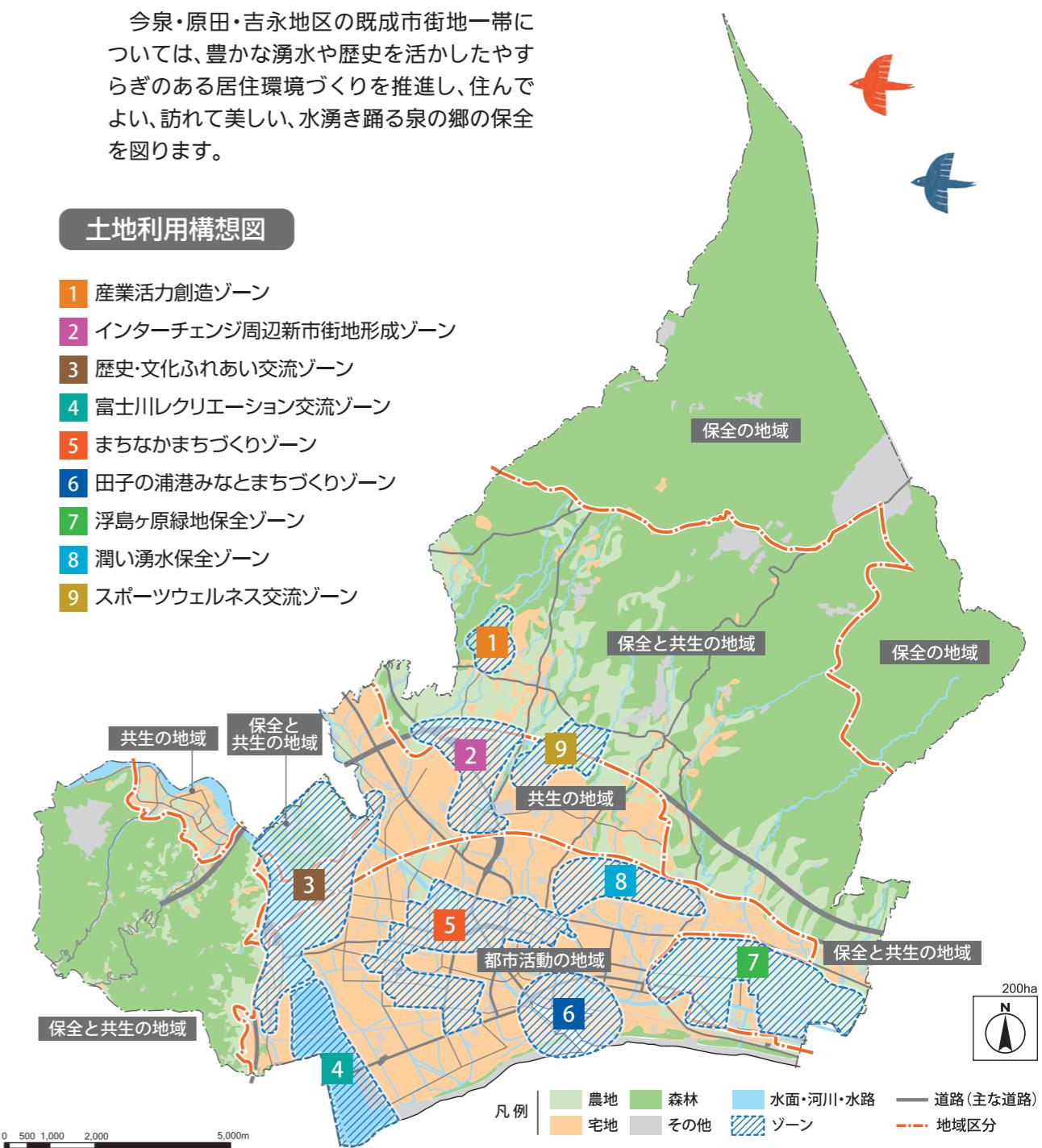
浮島ヶ原一帯については、広大な農地や周辺に残る自然環境の保全を基本として、農業基盤整備や機械化などを推進し、農業の振興を図るとともに、豊かな自然環境を享受できる遊歩道等、沼川や自然を活かした環境整備を推進します。

8 潤い湧水保全ゾーン

今泉・原田・吉永地区の既成市街地一帯については、豊かな湧水や歴史を活かしたやすらぎのある居住環境づくりを推進し、住んでよい、訪れて美しい、水湧き踊る泉の郷の保全を図ります。

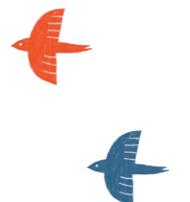
土地利用構想図

- 1 産業活力創造ゾーン
- 2 インターチェンジ周辺新市街地形成ゾーン
- 3 歴史・文化ふれあい交流ゾーン
- 4 富士川レクリエーション交流ゾーン
- 5 まちなかまちづくりゾーン
- 6 田子の浦港みなとまちづくりゾーン
- 7 浮島ヶ原緑地保全ゾーン
- 8 潤い湧水保全ゾーン
- 9 スポーツウェルネス交流ゾーン



9 スポーツウェルネス交流ゾーン

大淵・青葉台地区の新東名高速道路沿道周辺については、農地としての土地利用に配慮しつつ、近接する新富士インターチェンジや富士山の眺望等の立地優位性を活かし、ゾーン内に集積するスポーツ関連施設や、新環境クリーンセンター循環啓発棟等との機能連携・相互利用を図り、スポーツや健康を通じた交流拠点を形成します。



第1章 | 計画のフレーム

第3節 財政

1 財政の推移と予測

平成23(2011)年度から令和2(2020)年度における本市の財政規模は、高齢化の進行による社会保障や医療関係経費の増加、新環境クリーンセンターの建設、小中学校校舎等公共施設の長寿命化、都市活力再生に向けた取組などにより拡大してきました。

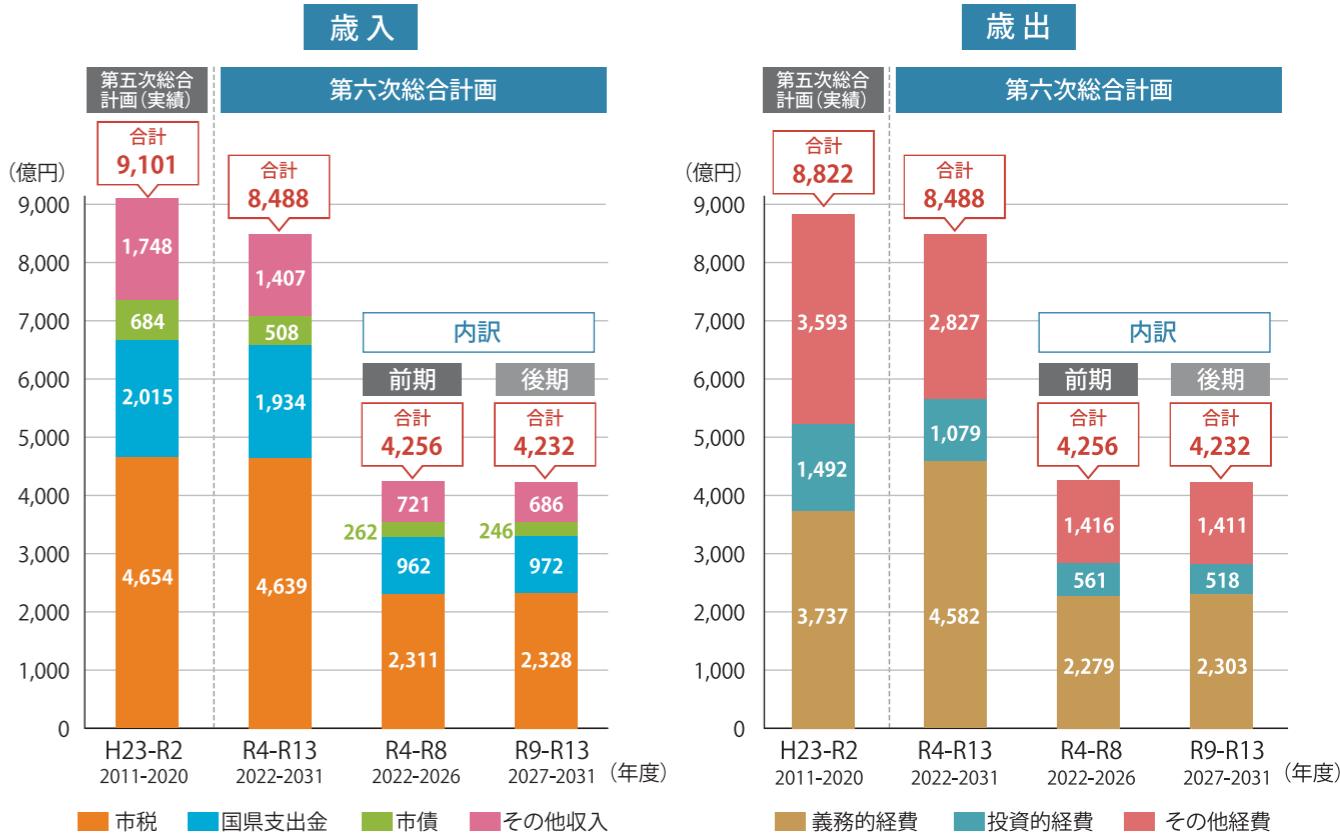
令和4(2022)年度以降の本市の財政状況は、少子高齢化の進行や、人口減少が急速に進む中、新環境クリーンセンター建設に伴う公債費の増加などにより、一層厳しさを増していくと予測されます。

歳入では、新型コロナウイルス感染症の影響により、減収となった主要な一般財源^{※1}である市税は徐々に回復すると見込む一方、歳出では義務的経費^{※2}の増加が顕著であるため、投資的経費^{※3}をはじめ、その他経費(物件費など)は縮小すると見込まれます。

前期基本計画の予算規模は概ね4,256億円、このうち普通建設事業等に係る投資的経費は561億円になると見込まれ、計画全体の予算規模は概ね8,488億円、このうち普通建設事業等に係る投資的経費は1,079億円になると見込まれます。

なお、本市では、ESCO事業^{※4}やPFI^{※5}などの民間活力の活用により、施設や設備等の整備更新を進めていますが、これらの経費は計画全体の投資的経費に117億円含まれ、公債費に準じる経常的な固定費となっています。

財政の推移と予測(一般会計)

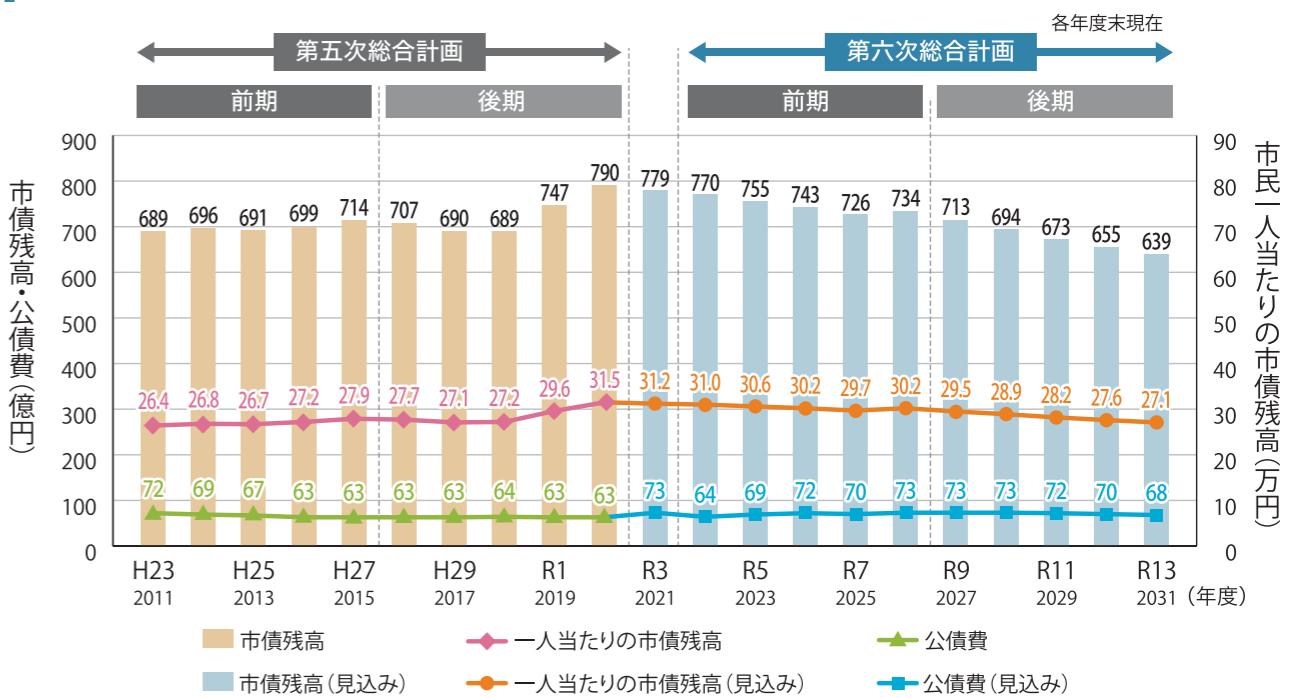


2 市債の推移と予測

公共施設の整備には多額のコストがかかることから、税金や交付金だけで費用を賄おうとすると、他に必要な市民サービスの提供に支障が出てしまいます。このため、特定の年度の財政負担を軽減し、他の年度へ財政負担を平準化させるとともに、返済を分割することにより、世代を超えて少しずつ負担を分け合うことを目的に市債を活用しています。

計画期間中は、総合体育館をはじめとする大規模投資事業のほか、小中学校の校舎など老朽化が進む公共施設の整備や道路整備を行う必要がありますが、市債残高は令和2(2020)年度末の790億円をピークにその後は減少し、令和8(2026)年度末の市債残高は734億円、公債費は73億円、市民一人当たりの市債残高は約30万2千円になると見込まれ、令和13(2031)年度末の市債残高は639億円、公債費は68億円、市民一人当たりの市債残高は約27万1千円になると見込まれます。

市債残高及び市民一人当たりの市債残高の推移と予測 (一般会計)



※1 一般財源：使途が特定されず、自由に使える収入。主なものとして、市税、地方譲与税、各種交付金などがある。一方、特定の事業目的のために得られる国庫補助金、市債などを特定財源という。

※2 義務的経費：歳出のうち、経常的に支出される経費。職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び市債の元利償還金等の公債費からなっている。

※3 投資的経費：普通建設事業費（道路、橋梁、公園、学校、公共施設の建設等社会資本の整備等に要する経費）と災害復旧事業費等の合計であり、その支出効果が長期間にわたるもの。

※4 ESCO事業：事業者の投資により設備の最適化や省エネ機器等への改修を実施し、削減した光熱水費から事業者へ支払う省エネルギーサービス料を賄うことで、設備の導入経費の負担を軽減・平準化する事業手法。

※5 PFI：民間の資金と経営能力・技術力を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。

※ 平成23(2011)年度から令和2(2020)年度までは決算額、令和3(2021)年度以降は見込み額です。

※ 一人当たりの市債残高は、令和2(2020)年度に推計した各年度の人口予測(中位推計)を基に算出しました。

※ 令和8(2026)年度以降「第二東名IC周辺地区土地区画整理事業特別会計」分を含みます。